

令和8年度鶴岡市空き店舗解消リフォーム事業補助金交付要綱

令和8年4月1日

告示第222号

1 目的及び交付

市長は、本市の空き店舗、空き家等（以下「空き店舗等」という。）の遊休ストックの利活用及び円滑な事業承継の促進を図るため、市内の中小企業者等が行う店舗改装事業に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 創業 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始することをいう。
- (3) 事業承継 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに前事業主の廃業届と事業承継者（新事業主）の開業届を提出した上で、前事業主の事業及び経営権及び従業員、資産、知的財産等の経営資源を引き継ぐことをいう。
- (4) 移住 住民票を鶴岡市に移すことをいう。
- (5) 特定創業支援等事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条の規定により、各市町村が創業支援事業等計画に定めるものをいう。
- (6) 市街化区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により山形県が定める鶴岡都市計画区域に規定する市街化区域をいう。
- (7) 中心市街地 鶴岡市中心市街地活性化基本計画（令和7年3月策定）第2章第2項に規定する本市の中心市街地の区域をいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、市内において空き店舗等を改装し開業する者又は事業承継において承継した店舗を改装する事業承継者であり、かつ、令和8年度中の開業が確実である者とする。ただし、創業をする場合又は経営経験のない者が事業承継をする場合にあつては、特定創業支援等事業として定められた支援を受けているものに限る。

4 補助対象事業

補助の対象となる事業は、中小企業者が開業し、又は事業承継をするために実施する店舗改装事業とする。ただし、補助対象者が市内で事業を行っている期間が申請日時点で5年を超える場合にあつては、市街化区域において実施するものに限る。

5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次の全ての要件を満たす店舗（事業承継を行う場合以外の場合にあつては、空き店舗等に限る。）の改装に要するものとする。ただし、同一の経費について、国、県、市町村等から他の補助金等の交付を受けているものを除く。

- (1) 改装する物件の所有者が3親等以内の親族又は生計を一にする者以外の者であること。ただし、補助対象者が開業に伴い市外から移住する場合又は事業承継の場合を除く。
- (2) 改装する物件が自己所有するものでないこと。ただし、本事業を目的として取得した場合を除く。

6 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、50万円（当該空き店舗等が中心市街地にある場合にあつては100万円）を上限とする。

7 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業概要書（別記様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

8 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

9 実績報告書

実績報告書の提出期限は、当該事業の完了後30日を経過する日とする。

10 その他

この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。